平成２２年（フ）第１５号
福島県郡山市大槻町字針生５番地の２　３号
債務者　橋本久美子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
福島県郡山市緑ケ丘西３丁目１番地の11
債務者　齋藤　隆浩
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
群馬県桐生市仲町３丁目10番15号
債務者　板垣　文江
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１号
岐阜県高山市本町１丁目90番地
債務者　井上裕美子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
三重県亀山市関町新所1071番地
債務者　落合　　愛
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９４号
滋賀県彦根市山之脇町16番地９
債務者　和田　善道
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１号
滋賀県東近江市佐野町777番地６
債務者　渡邉　孝以
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１２号
滋賀県彦根市後三条町539番地
債務者　ワンズエクスプレスこと　田島　和美
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１７号
滋賀県彦根市南川瀬町796番地、住民票上の住所滋賀県草津市馬場町333番地
債務者　奥村佐生利
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２７号
滋賀県東近江市蛇溝町96番地
債務者　木村奈美子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１３４３号
神戸市垂水区星が丘３丁目４番17―202号
債務者　橋本　好弘
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８０８号
神戸市北区鈴蘭台東町８丁目４番５―507号、従前の住所神戸市垂水区福田３丁目４番23―301号
債務者　星田　洋悠
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８号
神戸市灘区大石東町４丁目１番７号　大石サンシャイン５Ｂ　森きみ代方、従前の住所大阪市淀川区三国本町２丁目２番34―307号
債務者　北谷　眞也
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１号
神戸市北区北五葉５丁目６番36号　大森方、従前の住所大阪市西成区北津守１丁目１番11号
債務者　弘中　庸成
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１号
神戸市兵庫区下沢通１丁目１番17―302号
債務者　若本　康正
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５号
神戸市北区鈴蘭台東町５丁目４番10―101号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台東町４丁目３番８号
債務者　今井　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１号
兵庫県川西市美園町３番14号
債務者　山田　澄子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部